

3. 教育活動

(1) 教育課程編成

教育理念・目標と教育課程

本大学の教育の目的は、大学学則第1条に次のとおり定められている。

「本大学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。」

この第1条では、三つの目的が述べられている。一つは、幅の広い知識を身につける教養教育であり、二つめは、各学部・学科に分かれての専門教育である。三つめは、本学の建学の精神であるキリスト教主義教育が述べられている。

したがって、本学の教育課程はこの三つの目的を達成するために編成されており、教養教育、専門教育、キリスト教主義教育をみたまのための授業科目が設けられている。教育課程の詳細は各学部の自己評価において述べられるであろうが、ここでは大学全体の観点から教育課程について述べる。

セメスター制度導入について

本学は、1992年4月からセメスター制度を導入した。導入の主な狙いは、短期集中で受講者が効率良く学習できる点、教育課程編成が弾力的で多様に行える点、海外留学等の期間が設定し易くなる等があげられている。

セメスター制とは、半年を1学期とするもので、4年間8学期で教育課程を編成するものであり、授業科目は1つの学期で完結する1学期完結型を基本としている。ただし、例外的に通年開講も可能としている。

また、実施にあたっての基本方針として次の5項目があげられていた。

ア．各授業科目は、1つの学期で完結することを基本とする。

講義科目 ————— 4単位 週2回 1学期完結授業
 2単位 週1回 1学期完結授業

外国語科目 ————— 2単位 週2回 1学期完結授業
 (現言語教育科目) ——— 1単位 週1回 1学期完結授業

イ．全学部一斉に実施するのが望ましいが、実施時期は各学部の判断による。

ウ．学年歴は1986年の授業スケジュール改正を基本とする。

エ．授業日数はできるだけ減らさない。

オ．7月末までに春学期定期試験を終了する。

こうしたセメスター制への対応を中心とした教育課程の改革として「第一次一般教育改革」が同時に実行に移され、ほとんどの一般教育科目はセメスターに対応して、春・秋学期に授業科目を2分割した形で開講された。その際に授業科目の内容及び2分割した科目の判別を明確にするため、副題を付与することとし、各科目が形式上・内容とも学期で完結するよう工夫された。



2003年度以降の教育課程の改革について

1994年度から実施された「第二次一般教育改革」では、大学設置基準の大綱化を受けて従来の授業科目体系（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目）を廃止し、「総合教育科目」と「専門教育科目」の二つの区分により授業科目を編成するものであったが、1998年の教育課程委員会において新たなカリキュラム改革案が提案され、1998年度の大学評議会において全学一斉に行う2003年度以降の新カリキュラム枠（カリキュラム概念）が承認された。

それは、学則におけるカリキュラム体系そのものは開放的なカリキュラム体系の構築を主旨とし、総合教育科目と専門教育科目の区分を全学的に共通した枠組みとせず、卒業必要単位数の見直しと自由履修の枠組みの拡大など提供母体ごとの教育目標の明確化・多様化を主眼においたものである。具体的には、大枠として学部固有の科目（専門教育科目等）と全学に共通する科目（広義の教養教育科目）に区分を行う。そして、全学科目等の枠を「キリスト教科目」「言語教育科目」「スポーツ科学・健康科学科目」「情報科学科目」「学際・交流科目」に細分するものである。このカリキュラムの特徴は、本学の建学の精神や教育の理念からキリスト教教育科目4単位以上、言語教育科目12単位以上の修得を義務づけるが、それ以外の科目については従来の総合教育科目合計28単位以上というしほりをなくし、学部独自で柔軟なカリキュラム構築を可能にするものである。

今後の展望

Semester制については、言語教育科目および学部専門教育科目の一部に Semester制をとらずに通年制のままの科目が残っている点があげられ、 Semester制の重要な狙いの一つである「弾力的で多様な教育課程編成」がまだ十分でないように思われる。各学部に対して Semester制の教育課程編成への活用に積極的に取り組むことが期待される。

また、本学におけるカリキュラム改革は、大学としての一定の目標設定と方向付けをしながらも、各学部の個性が生かせるような教育課程を編成することにその狙いがある。この狙いが生かされなければ、大学の目標・方向が曖昧になり、また各学部にとってもその教育課程を混乱させるだけのものになってしまう恐れもある。改革の趣旨が十分生かせるかどうかは、大学及び各学部にとって今後の大きな課題である。

(2) 教育指導のあり方

現状

大学全体の教育指導のあり方についてとりまとめるのは、非常に困難ではあるが、特徴的なものをいくつかあげることができる。

まず、8学部を擁する大学として、全学部全科目全クラスの情報を1冊の『大学要覧』に集約し、全学生に配付している。これは、総合大学のメリットを生かして基本的に他学部履修を可能にしていることもあり、学部を超えた学生の自主的で自由な授業履修を保証しているあらわれである。ただ、 Semester制の導入や教育課程の改革とともに開講科目数が飛躍的に増加した結果、『大学要覧』の大きさが限界に近くなり、ハンディさを犠牲にしている。現在今後の『大学要覧』について、授業計画を情報化するシラバスとの関連、あるいは情報の発信手段としてのホームページ活用などの議論が続けられているところである。

次に、小集団教育については、従来から本大学では積極的に取り組んできたが、この方針は継続され、演習科目・言語教育科目・情報教育科目等で実施されている。

情報教育については、長らく全学開講科目として実習科目のコンピュータ基礎A・Bが実施されてきているが、履修希望者に比して開講クラスが少なく3割程度の学生の希望しか満たせないでいる。最近になってようやく同様の科目が学部単位でも設定され、開講されるようになったが、全学開講科目では依然として、抽選による履修者決定となっている。授業担当者の確保が困難なこともあり、第4別館101号教室を150人収容のパソコン教室に改装し、スチューデント・アシスタントを導入し、授業担当者の負担を緩和するとともに受講可能者数の拡大を図ったが、まだまだ希望者全員を受け入れるには至っていない。しかし、数年先にはある程度のパソコ

ンに関する基礎知識は高等学校段階で修得済みとなるため、教育課程全体の中で処理教育をどう位置付け、どのような内容を教えるのかの議論が待たれるところである。加えて、パソコン環境も在学生数に対する絶対数の不足が甚だしい。ノートパソコンの必携化を含めて早急に環境を充実させる必要がある。

また、近年、授業でVTRをはじめとする視聴覚機器（AV機器）やパソコンによるプレゼンテーションが多くなり、担当教員からのこのような機器を備えた教室利用の要望に対し必ずしも十分対応できないでいる。さらには、2キャンパス間あるいは他大学等との遠隔授業の推進も立ち後れぎみである。2000年度秋学期から遠隔授業の実験的運用ではあるが、遠隔授業設備が設置されたものの、2002年度実績で延べ3科目という実施状況である。ハード面での充実もさることながら、機器使用のサポート面での充実も必要である。長期的にはマルチメディア化教室の適正数・規模と利用についても全学的に十分検討されなければならないであろう。

次に、最近の課題となってきたことに複数担当者による授業の問題がある。設置基準の改訂の影響もあって自由な教育課程編成が可能となったことにより、既に体系化された学問分野に限らない授業科目設定が多くなってきた。それにより、一つのテーマについて連携を取りながら多くの担当者がそれぞれの分野からアプローチするような授業が増加傾向にある。これは、本学では以前から総合コースという科目で先駆的に実施してきたものであるが、総合コースに限らず学部開講科目でも、また専門教育科目でも有効な授業運営の一つであると認知されてきている。近年、これらの科目についても一部「学部総合コース」として総合コースと同様の条件で扱ったり、「寄附講座」として外部の協力を得て実施しているものもあるが、コーディネーターの負担の問題や、授業準備の経費、同じ時間に複数教員が授業を共同で運営するなど、現在の規程に盛られている考え方では解決しにくい問題があり、実態とニーズにあった対応策が必要となってきた。

また、1998年12月からの「知的活性化と教育の質の向上」は、大学構成員（教員、職員、学生）の自覚、情熱、工夫、努力と制度・環境面での裏付けが相まってはじめて効果があがる。そのため制度・環境面での取り組みとして様々な方策があげられるが、何といても基本となるものは授業改革である。大半の学生が美しいキャンパスの中で快適で楽しい大学生活を送っているが、授業にはそれほど満足していない現状があり、教育面での評価が他の評価項目に比べ相対的に極めて低いのが現実だとすれば、こうした事態をそのまま放置することはできない。一度入学してしまうとあとは要領だけで卒業していけるような大学教育のあり方を変え、学生が知的刺激を受けることができ、魅力と価値ある授業が多くなれば、本学の教育面での評価は間違いなく高まるであろう。授業内容の充実、向上は授業担当者である個々の教員の取り組みや工夫に大いに依存する。学生から高い評価を受けている教員も少なくないことを考慮すれば、学生に勉強させるシステムが確立できれば、状況は必ず改善されると期待できるものと考えられる。こうした考えをもとに2000年度より成績評価と試験の関連を明確にするとともに、規程構成・表現修正等により平明化をはかることを目的として成績評価基準を改めた。さらに、教育の質を高めるための活動として、教務委員会のもとにファカルティ・デベロップメント（FD）部会を設け、様々な方策の検討・実施に取り組んでいる。具体的には「学生による授業評価」のシステムをシラバスと連動させて2002年度より実施しているほか、各学部等の単位での研究会等積極的な取り組みが行われている。学生の学習意欲を高め一層の教育効果を上げるための授業改革が期待される。

最後に、身体に障害をもつ学生への対応の問題をあげる。エレベータの設置など、授業に限らず本学では早期から対応措置をとってきている。授業に直接関係する設備では、教室の改造・専用座席の設置・ドアの改修・電磁誘導ループ装置、備品としては点字図書・オプタコン・点訳用のパソコンシステム・車椅子などが用意されている。また、特別履修相談の体制・時間割編成上の配慮・授業担当者への配慮依頼・全学的に統一した試験実施方法の体制などソフトの面でも、これまでに蓄積されたことが維持継続されている。特徴的なものとしては、大学として学生ボランティアを募集し、大学・ボランティア学生・障害者の3者で協同して運営している視覚障害者のためのボランティアグループの存在があげられよう。また、1999年度より全学的に身体障害学生を支援するための体制として障害学生支援連絡会が設置され、「教員のための身体障害学生支援マニュアル」が作成され、全教員に配布された。これまで以上に全学的な認識及び対応がなされるであろう。

今後の展望

全現状の中で述べたとおり、教育におけるIT化は学生への情報処理教育を行うことはもとより、授業の改善・工夫にも取り入れられつつある。本学の教育環境の中で特に立ち後れているのが、教室の機器の整備である。

様々なメディアの世界に取り囲まれている現在の学生を引きつけるような授業を行うためには、新しい教育技術の習得と、それに対応する教室等の環境整備が必要である。

(3) カリキュラム体系

本学のカリキュラム体系は大学設置基準の大綱化に伴い、1994年度から「第2次一般教育改革」として各学部とも「総合教育科目」と「専門教育科目」に大きく2分し、さらに総合教育科目を「第1系列(キリスト教科目)」「第2系列(言語教育科目)」「第3系列(健康科学科目)」「第4系列(教養教育科目)」の4系列に分けていた。1997年度の教育課程委員会において検討が進められ、その答申「学則におけるカリキュラムの再検討」が1998年度の大学評議会において受理された。このことの実現化として、本学の建学の精神や教育の理念からキリスト教科目4単位以上、言語教育科目12単位以上の修得を義務づけるが、従来の総合教育科目合計28単位以上というしびりをなくし、学部独自のカリキュラム構築を可能にするために、学則第17条及び第22条の改正を行い1999年度より適用している。各学部の卒業に必要な単位数は以下のとおりである。

神学部	総合教育科目32単位、専門教育科目108単位 合計140単位
文学部	
哲学科	基本履修22単位、専攻履修70単位、自由履修32単位 合計124単位
美学科	基本履修22単位、専攻履修58単位、自由履修44単位 合計124単位
心理学科	基本履修22単位、専攻履修61単位、自由履修41単位 合計124単位
教育学科教育学専修	基本履修22単位、専攻履修58単位、自由履修44単位 合計124単位
教育学科教育心理学専修	基本履修22単位、専攻履修61単位、自由履修41単位 合計124単位
史学科日本史学専修	基本履修22単位、専攻履修68単位、自由履修34単位

	合計124単位
史学科東洋史学専修	基本履修22単位、専攻履修68単位、自由履修34単位 合計124単位
史学科西洋史学専修	基本履修22単位、専攻履修68単位、自由履修34単位 合計124単位
史学科地理学専修	基本履修22単位、専攻履修68単位、自由履修34単位 合計124単位
日本文学科	基本履修22単位、専攻履修66単位、自由履修36単位 合計124単位
英文学科	基本履修14単位、専攻履修78単位、自由履修32単位 合計124単位
フランス文学科	基本履修14単位、専攻履修72単位、自由履修38単位 合計124単位
ドイツ文学科	基本履修14単位、専攻履修72単位、自由履修38単位 合計124単位
社会学部	
社会学科	総合教育科目48単位、専門教育科目76単位 合計124単位
社会福祉学科	総合教育科目46単位、専門教育科目86単位 合計132単位
法学部	総合教育科目46単位、専門教育科目94単位 合計140単位
経済学部	総合教育科目38単位、専門教育科目82単位を含めて 合計136単位
商学部	総合教育科目20単位、専門教育科目80単位を含めて 合計124単位
理工学部	総合教育科目32単位、専門教育科目96単位 合計128単位
総合政策学部	
総合政策学科	総合教育科目キリスト教科目4単位、 専門教育科目114単位を含めて 合計124単位
メディア情報学科	総合教育科目キリスト教科目4単位、 専門教育科目108単位を含めて 合計124単位

今回の改革においては、まず文学部が1999年度より大きく体系を再編成したのに引き続き、2002年度には、理工学部、総合政策学部のカリキュラムに関しては新学科設置に伴い、再編成を行っている。2003年度からは、先に述べたとおりカリキュラム構造の再編を全学的に行い、実施することになっている。短期間に大きくカリキュラムを変更することは、在学生にとっては混乱を生じることとなり当初の教育効果をあげることができない恐れもあるが、変化の速度が早くなっている現代において立ち後れないように常にカリキュラムの点検を行い、時代・社会に対応したカリキュラム編成を行う努力が必要であろう。

(4) 複数分野専攻制 (Multidisciplinary Studies - 略称: MDS)

学部ごとの独自のカリキュラム編成を推進するとともに、一方で所属する学部の科目だけでなく、他学部や学部以外の機関から提供された副専攻プログラムのもと、学部の枠を越えた領域を学ぶことによって、幅広い知見と深い専門性を備えた学生を輩出することを目的として複数分野専攻制

(Multidisciplinary Studies - 略称：MDS) が1997年度より実施されている。「2つの学部で学ぼう」というキャッチフレーズのもとに、提供されるプログラムから2～3年間でおおむね40単位を修得することによって修了し、修了者には卒業時に、卒業証書とともに独自の修了証書を授与することになる。これまでも他学部履修は一定の範囲で認められていたが、この制度は体系的なプログラムから授業科目を選び、これまでは制度上認められなかった他学部の研究演習にも所属できる制度であり、修得した単位の一部は、各学部の定めるところにより、自学部の卒業単位数にも算入される。2002年度入学生に提供されるプログラムは以下のとおりである。

文学部 - 哲学、美学、心理学、教育学、教育心理学、日本史学、東洋史学、西洋史学、地理学、日本文学、英文学、フランス文学、ドイツ文学

社会学部 - メディア・アンド・カルチャー

法学部 - 法律学、政治学

経済学部 - 経済学

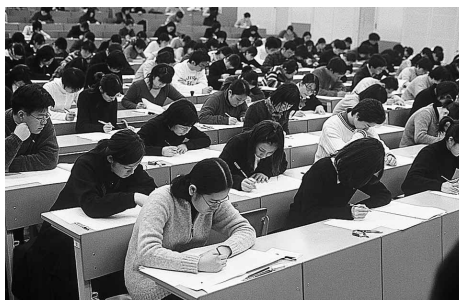
商学部 - 経営、会計、流通・マーケティング、ファイナンス、ビジネス情報、国際ビジネス

言語教育研究センター - 英語コミュニケーション文化

キリスト教と文化研究センター - キリスト教と文化

スポーツ科学・健康科学研究室 - スポーツ科学

この制度を開始して5年を経過しているが、コース履修者は、当初見込んでいた程にはのびていない。40単位前後という修了要件そのものも、やや負担が大きい感があるが、それよりも各学部カリキュラムへどう組み入れるかが課題である。また、新たな付加価値をつけてより一層の活性化を図る方策について検討中である。



(5) 総合コース

現状

今でこそ珍しくはなくなったが、1970年度に開始された本学の総合コースは、当時全国でも類を見ない画期的な試みであった。これは大学紛争を契機とした大学の諸改革の1つである。しかし大学紛争の時代が過ぎ去り、30年近くが経過すると、その当時に作られた制度が当初のねらいからずれてきており、精神を活かしながら改善・見直しの必要が出ていることも忘れてはならない。総合コースは、複数の教員が担当する学際的教育を目指すものであり、基本的には教員が自主的にグループを結成し、開講を申請すれば許可される仕組みになっており、カリキュラムの編成方法も学部開講の科目とは相当異なっている。総合コースの開講は、当初一般教育の改革との位置づけで行われ、3分野に分かれる学際的な内容となっていた。一般教育の再編がなされた現在でも基本的な考え方は踏襲されているものの、現代的課題を取り扱ったものなどが増えつつある。

本学の総合コースの開講科目は、明確な区分についての規定はないが「人権教育」「地域研究」「学際科目」「現代的課題」等に大別でき、大学教授以外の専門家を講師に招いたり、学部におけるカリキュラム改革に要する時間を回避しながら、新しい問題をいち早く学生に講義することにも活用されてきた。1980年代の半ばから、一般教育に対する学生の興味が薄れ、その影響で総合コースの人気の高まり、1科目で2,500名を超える受講希望者を集めるコースもあった。その一方で、複数の講義担当者で採点する科目であることから、いわゆる単位の取りやすい科目であるとの風評も受講生を増加させる要因となっていた。しかし大学設置基準の大綱化を受けてカリキュラムの再編が行われたことによって、卒業必要単位の要件が変化し、受講希望者はピーク時の半数程度にまで低下してきている。現在では

「環境」「情報化」等の学際的科目や「ボランティア」「インターネット」などの今日的課題、あるいは「平和学」「建学の理念」などの既存の学問体系に入りきれない科目も開講されている。

今後の展望

総合コースは柔軟性があり、その内容が不断に見直しされることによって、学生により意味でのカルチャー・ショックを与える機会に活用することができる。ただ、柔軟性に富むあまりに問題点も少なくない。例えば、どれくらいの開講数が適当なのか、学部でも総合コースと同様の趣旨の授業科目の開講が可能になったが、それとの関連性の検討が不十分なことなど、これまでに述べた様々な問題点がある。これらの問題点を整理し、今後の総合コースのあり方や運営方法など総合コースの企画・立案及び運営に関して実質的な検討を行い、全学的に協議するために教務委員会のもとに総合コース運営部会を1999年度より設置し、改善策について検討を行い、不十分ではあるが、基本的な考え方について、整理を行い、これに基づいて2002年度より総合コースの開講募集を行ったが、今後さらに考え方を中心に整理を行いより一層特徴的な科目として提供していく必要がある。

また人権関係の科目（部落問題、障害者問題、在日朝鮮人問題、女性問題）が総合コースとして開講されているが、本学の人権教育の取り組みをさらに進めるうえで、こうした科目をこれまでどおり総合コースのなかに置くのか、それとも独立した系列として開講するのか、またこれらの科目の提供母体をいかに強化するのか、なども問題となっている。

(6) 人権教育

総合コースによる全学開講科目の提供

教育課程における人権教育において大きな比重を占めている総合コースに関しては、1972年度から「部落問題」（当初は「同和問題」）が開講されたのがその最初であった。その後、1977年度から「在日朝鮮人問題」が、さらに1986年度から「男性社会と女性」が、そして1988年度からは「障害者問題」（最初は「身体障害者問題」）が開講されるに至っている。これらの「部落問題」、「在日朝鮮人問題」、「障害者問題」、そして「男性社会と女性」は、総合コースにおける人権教育の四本柱と言えるものである。

この三年間における四つの総合コースの受講生の統計的推移は、以下のとおりである。

	2000年度	2001年度	2002年度
部 落 問 題	166名	147名	204名
在日朝鮮人問題A(春学期)	103名	108名	89名
在日朝鮮人問題B(秋学期)	113名	162名	56名
障 害 者 問 題	276名	302名	285名
男性社会と女性A(春学期)	609名	442名	541名
男性社会と女性B(秋学期)	299名	242名	287名
人権と共生 (秋学期)	-	-	40名

なお神戸三田キャンパスにおいても、総合政策学部が開設された1995年以降、総合コースの人権教育に準ずる科目として「差別と人権」が開講され、理工学部の神戸三田キャンパスへの移転とともに同キャンパスにおける人権教育科目のひとつとしている。加えて、2002年度から神戸三田キャンパスで行う総合コースの人権問題に関する科目として、「人権と共生」が開講された。

今後の課題

人権教育は先に述べたとおり、総合コースとして現在開講されているが、開設より既に30年を過ぎており、その内容・運営は必ずしも現代に即したもののばかりとは限らない。また、教育体制自体も基本的な考え方はずっと踏襲されており、現状に即して見直すことも必要である。見直しについては1997年度に開設された「人権教育研究室」が中心となって次の展開についての検討を継続して行っている。

(7) スポーツ科学・健康科学

大綱化以降のスポーツ科学・健康科学科目

1994年の大学設置基準の大綱化に伴い、従来の「保健体育科目」を「健康科学科目」に、また1999年度より「スポーツ科学・健康科学科目」として再編成を行った。これら2回の再編成を行ってきたなかで、カリキュラムの構成、担当教員、時間割配置、履修方法、履修手続き、情宣活動等それまでに経験・予測し得なかった事態が次々と起こり、関係教員・部局と協議を重ねこれまでそれらの問題を何とか乗り切ってきた。いくつかの問題点はあるが特にここで指摘しておきたいのは、時間割配置のことである。スポーツ科学・健康科学科目の履修者は、各学期2,500～3,000名の間で設定しているが、履修希望者はこれを上回り、必ずしも希望に届いていない。多くの学部で選択制に移行したため学生がスポーツ科学・健康科学科目を履修する際に「必修のコマに重複しない空き時間」でなおかつ「履修してみたい科目、種目」という二つの選択肢が働くことが大きな原因と考えられる。この問題の解消には、時間割設定、単位の卒業必要単位数への扱い方など学部との関係が大きく、本学全体としての問題として検討していく必要がある。又、現在の状況の中では各学部との連絡体制も密接にしなければならない。この点は、研究室体制の発足と歩調を合わせ「スポーツ科学・健康科学教育委員会」を設け各学部等との意思の疎通に力を入れているところである。このシステムは今後ますます強固なものにしていかなければならない。

スポーツ科学・健康科学研究室の発足

戦前の旧制高等学校・大学予科には、その評価は避けるとしても、体操、教練と言った教科があり学生の身体教育を担っていた。このことは旧制高等学校や大学予科の学生の就学年齢がおおよそ18～20歳でありこの年齢層は生物学的には人の発育発達の最終段階に当たり、この時期には欠くことのできない身体運動の知識を伝える教育として体操等が位置づけられたことに密接に関係したのであろう。戦後、新しい教育制度のなか新制の大学が設立された際にも、保健体育学として身体教育の場は大学という高等教育機関に続けて存在した。なぜなら新制大学の教養課程が旧制の高等学校・大学予科の年齢にほぼ一致し、加えて旧制高等学校・予科の教育理念を多小なりとも受け継いだことも理由の一つと考えられる。

上記のような保健体育学の戦前から戦後への流れは本学にも当てはまる。しかし本学においては、保健体育担当教員が正式の教員とされるのが遅れたことや、学長直属という形で、所属する組織を持たないという問題を抱えてきた。

1994年度に大綱化実施に伴い学部カリキュラムが改編され、「健康科学科目」が2学部を除き選択制となり、これまでの環境から大きく変化し新たな方向を模索しなければならなくなった。これまで「保健体育研究室」「健康科学研究室」という名称はあるものの、組織として必ずしも明確な位置づけがなされてはいなかった。1995年度から研究室規程が制定され研究室体制が実現し、「スポーツ科学・健康科学研究室」が発足した。1999年度

には、カリキュラムの改編を行い、さらにMDSへのプログラム提供を行うなど少しずつではあるが、研究室としての実を上げつつある。今後さらに、明確な教育研究体制の改革のビジョンを示し、本学の教育目的にふさわしい機関・組織に「スポーツ科学・健康科学研究室」を育てる必要がある。

スポーツ科学・健康科学科目の現代における役割（課題）

ここまでは、本学のスポーツ科学・健康科学科目における特有の問題を論じてきたが、突き詰めればスポーツ科学・健康科学科目は今後の高等教育機関である大学に必要なのであろうか？という問いが根本的にあるように思える。これは何も本学だけの問題ではなく我が国が置かれた社会状況にも関連するのではないだろうか。これまで我々は高度文明社会、機械化、情報化を目指して発展してきた。しかし、このような社会環境が構築されれば当然人の作業量は減ることになる。いわゆる運動不足病である。これは人が進化の過程で獲得した生きる力が新しい社会環境のもとでは有効に機能しなくなってきている結果である。例えば、飢餓という食物環境の劣悪さから起こる生命の危機から逃れるために人が獲得した体内に脂肪を貯め込むといった生理的システムは、現在の高脂肪・高蛋白の食物環境のもとでは、体内脂肪の過剰生成・蓄積と言った問題を引き起こしている。人は外的な環境を整備したことによって内的な環境を破壊したと極論すれば言えるのではないか。

ここで、賢明な選択は適切な量の身体運動をこのような問題を抱えた人に賦課させることである。この際、単に勘だけを頼りに運動の負荷の適量を決定するのではなく学問的、科学的な見地から決定していくのが妥当である。この基礎的な資料を提供するのが体育学、保健学やスポーツ科学・健康科学の役割である。実際、我が国では、過剰な医療費の支出のため国家財政の危機が叫ばれている。この問題がすべて解決しないまでも一助にはなるう。

しかし高度な教育・研究体制を敷き学生はもとより社会全体に問題解決の糸口を示すのが大学の役目であるなら、本学の「スポーツ科学・健康科学研究室」も例外ではなく、健康・保健問題のみならず、我々が抱える人の身体運動・活動に関する数々の問題に対しても提言して行く必要があるう。それが限られた貢献であってもこの目的のための組織改革を完成しなければならない。具体的には、しっかりとした理念に基づいたカリキュラムの確立と学生のニーズの多様性に対応するMDSも含めた改革である。いずれにしても今後の身体運動に関連した健康問題が国家的レベルで看過できない時期にきている。このことを視野に入れた全学的な検討が行われ、ニーズに即応した教育を提供する努力を怠ってはならない。

(8) 情報教育

全学開講科目「コンピュータ基礎A・B」を含む情報教育基礎科目については、前回白書の作成以降、カリキュラム改革を行い、2001年度より新カリキュラムによる運用が始まった。一方「コンピュータ・サイエンス」については、従来どおり、毎年度3～4学部が開講するという形を継承している。これらの情報科学科目の企画・運用については、情報メディア教育センター評議員会のもとに置かれた「情報教育小委員会」が継続して担っている。

その他、各学部でも情報教育関係の授業科目が重要視され、実習を伴う科目が増えつつあり、また、総合政策学部、理工学部には情報系の学科も新設され、独自の教育が行われているが、ここでは、主に上ヶ原キャンパスの情報基礎教育について、前回白書を作成してから現在までの情報教育の動き、現状の問題点、および今後の展望等をまとめることとする。

前回白書を作成してから現在までの情報教育の動き

2000年度の情報教育小委員会において、1.履修希望者の約3割程度しか「コンピュータ基礎A・B」を履修できない、2.いわゆる「上級コース」がない、ことへの解決策として、カリキュラム改革を検討・提案し、2001年度から新カリキュラムで授業運営を行うことが教務委員会で認められた。この新カリキュラムでは、先述1.の解決策として、情報基礎教育科目として新たにハーフセメスター開講・1単位の「コンピュータ初歩」を設け、従来の約倍の学生が情報基礎教育科目を履修できるようにした。また、2.の解決策として、中～上級コースとして「コンピュータ実践A～I」、「コンピュータ言語A～C」を新設した。コンピュータ実践・言語科目については、総合政策学部の学生も履修できることとした。コンピュータ基礎A・Bについては、教職関連の科目に指定されていることから廃止はせず、毎年各1クラスのみ開講することとした（コンピュータ基礎Aは2001年度以降、コンピュータ実践・言語と同様に中～上級コースとして位置付け、総合政策学部生も履修できることとした）。2001年度より全学開講科目コンピュータ関連科目と総称された上記科目の履修者は、全体で約2600名（2002年度）であった。



一方、カリキュラムの改革と並行して、授業補佐（S.A.）の充実化を行い、従来は、150名クラスにのみ6名配置していたが、現行では、150名クラスにつき5名、80名クラスにつき3名、それ以下の定員のクラスについては、各クラス1名の授業補佐を配置することとした。

現状の問題点

情報基礎教育に関する現状の問題点としては、以下が挙げられる。

1. 「コンピュータ初歩」はハーフセメスターでの開講であるため、6～8回しか授業ができない。このため、非常に早いスピードで授業を運営せねばならず教員・学生の負担が大きいこと。
2. 単位数が少ないことを嫌がる学生が予想を越えて多かったため、コンピュータ初歩の履修者が定員数を大きく下回る現象がでており、コンピュータ関連科目を履修している学生数は、カリキュラム変更前よりあまり増加していないこと。
3. コンピュータ関連科目の教員の大半が非常勤講師等非専任教員であること。
4. 独自にコンピュータ関連の科目を開講している学部との連携がなされていないこと。
5. 社会の急速な情報化による学生のニーズにカリキュラムが追いつかず、中～上級コースの履修希望者に対し、実際に履修できる学生の人数が少ないこと。
6. 大学として西宮上ヶ原キャンパスでの情報教育をどうするのか、神戸三田キャンパス情報系学科との連携をどうするのか、将来の情報環境整備をどのようにしていくのか、といった方向性が示されていないこと。

今後の展望

情報環境は日進月歩の勢いで進化しているが、大学はその流れを捉えきれず、「情報化」、「e-learning」などを初めとする「流行の言葉」だけが一人歩きしているようにさえ思われる。今後は で挙げた現状の問題点を認識し、一つ一つ解決していくことが望まれるが、特に - 6で挙げた点も

っとも大きな課題であるといえよう。大学としての方向性を明確にし、イニシアチブを取る組織や人材を充実させなければ、充実した情報教育・情報環境の提供は望めないだけでなく、学生の期待にも応えられないであろう。

(9) 外国語教育

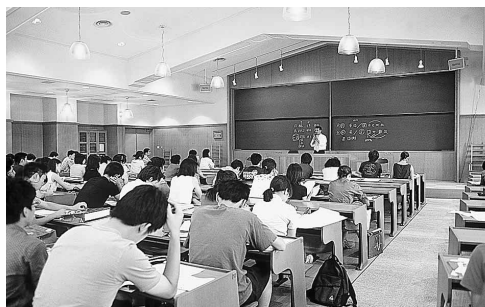
外国語教育のカリキュラムは本学では永らく各学部の検討・決定事項とされてきた。しかし、1992年4月に言語教育センターが英語インテンシブ・プログラムの実施のために新たに全学的な外国語教育機関として設置されたことで、外国語教育に全学的に取り組むきっかけが生まれた。センターは1997年4月に名称を「言語教育研究センター」(以下「センター」と省略する)と改称して研究機能を備えるほか、言語教育にかかわる広範な機能を引き受ける機関へと拡大された。なお、教務部長が兼任していたセンター長は2000年度から言語コミュニケーション文化研究科長が兼ねることになった。

センターは現在、英語インテンシブ・プログラムのほか、フランス語、ドイツ語のインテンシブ・プログラムを開講しているが、少人数・集中型のこれらのプログラムはほぼ定着したといえるであろう。プログラムの運営に当たっては受講者の選抜のためのプレースメント・テストの実施、クラス数の調整、英語常勤講師の任用、カリキュラムや教育内容の見直しなど、多くの課題が解決されている。また、これらの科目はシラバスの提示、多角的評価、厳正な成績評価、学生による授業評価アンケートなどを開設当初から導入し、授業改革に先進的に取り組んでいる。

英語コミュニケーション文化副専攻プログラム(MDS)は、学内のMDSの中でももっとも人気のあるプログラムのひとつである。このプログラムは、「英語インテンシブ・プログラム」を基礎とし、言語コミュニケーションに関する専門科目を配置して英語圏の文化と英語によるコミュニケーションを総合的に研究するものである。またセンターは英語常勤教員による夏季集中の英会話 A・B、選択外国語(朝鮮語、イタリア語、ロシア語、インドネシア語、アラビア語、スペイン語、ポルトガル語)を開講するほか、海外外国語研修(英語、フランス語、ドイツ語)を毎年実施している。インテンシブ・プログラムをはじめとするセンター提供のすべての科目と海外研修については、毎年新入生向けに配布される『インテンシブ・プログラムと選択外国語学習のすすめ』という冊子において詳しい紹介を行い、学習を促進している。

本学の言語教育における大きな変化のきっかけは、従来からの文学部に加えて1999年度から法学部・経済学部・商学部(2004年度からは社会学部も加わる)において中国語が選択必修科目として開講されたことである。他大学と同様、本学においても中国語の履修希望者は相当数に上るが、安易にクラス数を増やすだけでは教育レベルを下げることになりかねない。そのためにセンターは中国語教育委員会において協議を通じて毎年度のクラス数、クラス規模などについて全学的な調整を行っている。この調整機能は2003年度からの文・法・経・商学部における朝鮮語の選択必修化にあたっても生かされている。ただし、開講クラス数を増やすために、近い将来において従来の非常勤講師とは異なる形態の契約教員を導入することをセンターでは計画している。

設備・施設面では、センターは当初から視聴覚教育の導入に積極的に取り組んできた。言語教育ほど、対投資効果が大きく、かつ適切なリニューアルが必要な科目はない。従来のLL教室(304, 305, 306)およびCAI教室(302)に加え、2000年度には304, 305に最新のマルチメディア言語教育システムが導入されて視聴覚の教育機材を活用した教育が行われている。これらの設備と教室は今



後も拡充をはかっていく必要がある。視聴覚機器については、CAI教室、LL教室、マルチメディア教室において配備されているが、利用状況はきわめて高い。今後は経年劣化に備えて常時メンテナンスを行っていく必要がある。通常の授業のほか、4号別館3階の視聴覚室には学生が自習時間に自由に利用できる視聴覚機器が備えられており、カセット、ビデオ、DVD、CD、LD、BS放送などが視聴して学習ができる。言語教育用の視聴覚教材は、図書館から移管されたものをセンターが管理・提供しているが、継続的に購入しているほか、毎年度教員からの希望を募り、新規の購入を行っている。今後の検討課題としては、少人数教育に適した教室の整備があげられる。

教育体制や機構運営に関しても検討・整備が進められている。大きな動きとして、1999年1月にセンターに言語教育担当教員の中長期にわたる人事構想を策定する「人事構想委員会」が設置されたことがあげられる。これは各学部の言語教育担当専任教員の人事に関してセンターに採用人事推薦委員会を設け、該当学部の教授会に候補者を推薦するもので、2005年度までの人事構想に基づき、2003年3月までに英語1名、フランス語3名、中国語2名、朝鮮語1名、計6名の採用人事推薦が行われ、採用が決定された。同様の手続きに基づいて、2003年度中にドイツ語1名の募集と採用人事推薦がすでに行われる。こうした人事上の手続きは今後の全学的な言語教育の指針や内容にも大きな影響を与えるであろう。2002年度には国際交流部の日本研究教育プログラム室所属の日本語常勤教員の採用について、採用人事委員会を構成して採用を決定した。

このように言語教育研究センターの機能拡大に伴い、本学の言語教育の体制は大きく変化しつつある。センターはこれまで主に全学提供科目について立案と調整を行ってきたが、今後は中長期的な展望に立って、言語教育についてさらに踏みこんだ提案を行っていくことが求められている。大学教育を取り巻く社会的情勢がますます厳しくなり、大学の教育の「質」が問われる時代において、言語教育についても関西学院大学がいかなるプログラムを提供し、いかなる成果を出すかが真剣に問われている。言語教育は大学教育の中でも社会的な認知を受けることがもっとも大きい分野のひとつである。自信を持って提供できる言語教育のプログラムを大学全体として示す必要があるだろう。センターは、現在進行中の大学改革や各学部の改革の動きを視野に入れながら、言語教育についてより積極的・具体的な提案を行っていかねばならない。そのためには、各学部の言語教育の現状についてもこれまで以上に積極的に情報交換を行い、言語教育担当者が全学的な視野に立って共通認識を持つと共に、センターが中心になって言語教育のための共同研究や共同事業を推進していくことが必要である。また、カリキュラムや提供方式だけでなく、言語教育に関わる人事計画や新たな語種の導入、それに伴う学部レギュラーの各言語のクラス数の調整についてもセンターは学内の議論をリードしていく必要がある。

(なお、センターの活動についてのより詳細な自己点検・評価は言語教育研究センターの自己点検・評価報告書に記載されているので、それを参照されたい。)

(10) 教職教育

本学の教員養成の歴史は古く、1921年に高等学部文科と商科を改組し文学部と高等商業学部が独立したが、その2年後の1923年に文学部英文学科卒業生に対し、英語について中等学校(師範学校、中学校、高等女学校)教員無試験検定資格を申請し、その年の12月28日付でこれが許可され、1923年の卒業生から適用されたことに始まる。この際、根拠とされた法規は我が国に於いて初めて公立及び私立学校卒業生に教員免許を授与するこ

とを決めた明治32年文部省令第25号第1条であった。また、高等商業学部については、1923年12月22日付で上記文部省令第25号に基づき英語につき中等学校教員無試験検定資格を申請し、これが翌1925年5月12日付で許可され、さかのぼって同年3月の卒業生から適用された。さらに高等商業学部は1922年に制定された「実業学校教員検定ニ関スル規定」(文部省令第4号)第6条第5号の適用を1924年12月22日付で申請し、「商事要項」「簿記」「商業算術」「商業英語」につき無試験検定の資格が1925年5月12日付で許可され、これもさかのぼって1925年3月以後の卒業生に適用された。

その後、1932年に法文学部及び商経学部の二学部構成で関西学院大学の設立が認可され、その第一回の卒業生が1937年に出ることから、さらに高等学校高等科教員無試験検定の取り扱いを申請し、第一回卒業生から、「修身」「英語」「哲学概説」「心理及論理」「法制及経済」について申請資格が付与され、翌1938年には中等学校教員の「修身」「公民」「英語」の同資格が付与された。

第二次世界大戦敗戦後、1949年のいわゆる「開放免許制」を定めた教育職員免許法を受けて、本学は1954年に文部大臣より中学校については「国語」「社会」「英語」の、高等学校については「国語」「社会」「商業」「英語」の教職課程の認定を受け、さらに翌1955年には、大学院文学研究科が「国語」「社会」「英語」の、経済学研究科が「社会」の、商学研究科が「商業」の、法学研究科が「社会」の課程認定を受けた。1961年には中学、高校の「宗教」の課程が認定され、翌1962年には中学、高校の「理科」「数学」が課程認定された。さらに1973年には社会学部に「社会」の課程認定がなされた。

1978年「教職課程検討委員会」が設置され、学長からの諮問「本学における教職課程充実のための方策について」に対し、翌1979年答申が出され、この答申に従って、1981年4月教職課程を文学部教育学科から分離し、教務部所属の教職課程室が設置された。1982年4月教職課程専任教員が就任、6月には専任事務職員が2名配属され、場所を大学本館2階に移転した。1984年から事務職員3名体制となった。1989年、第二期研究所構想検討委員会の答申で教職教育センターの構想が盛り込まれた。1997年度に大学評議会に設けられた「第2次教職課程検討委員会」の第1次答申(1997年10月3日大学評議会受理)において、教職課程専任教員増員の必要性、拡充のための施策として教職課程教育・研究センター構想の実現等が提言された。そしてセンター構想は、大学第二次中長期計画(1998年5月1日大学評議会承認)において策定され、これに基づき1999年4月、教務部教職課程室を改組し、大学直轄の「教職教育研究センター」(以下センターという)が発足した。専任教員の増員もなされ、2000年度には専任教員が5名となった。また、こうした改組に対応して、本学の教職教育のあり方について検討、審議する全学的機関として、従来の教職課程委員会に替わって、教務部長を議長とし、センター長・副長、各学部教務主任、センター専任教員などを評議員とする教職教育研究センター評議員会が新たに発足した。併せて企画立案や調整についてはセンター長・副長、教務部長・副部長、センター事務長、センター専任教員をメンバーとする教職教育研究センター運営委員会が置かれている。1999年以降、教職教育は、この教職教育研究センターを中心として行われる体制となった。また、こうした改組に伴い、紀要の名称も教職教育に関する研究活動の成果の報告の場という性格を明確にするために、従来の「関学教職教育」から「教職教育研究」へと改題された。実際の研究活動の面でも、本学センター教員を代表者として共同研究「教職課程における教育内容・方法の研究開発」(文部省委嘱)を実施するなど、その充実に向けて動きだした。その後、「ドイツ語」「フランス語」「情報」「福祉」の課程が認定され、合わせて13教科について課程

認定がなされ今日に至っている。

この間、教育職員免許法及び同施行規則が大幅に改正される（1998年7月）など、教職課程をめぐって幾つかの重要な制度的変更が生じた。センターではこうした制度的変更への対応を検討すると共に、具体的な対応措置の実施に向けて取り組んできた。まず、中学校教諭の普通免許状の取得に関しては、1998年度新入生より介護等体験が義務づけられるようになったため、申込の手続き、受け入れ先の手配、学生への事前指導などの体制を整えて対応している。さらに、教員の資質や実践的指導力を重視する今回の教育職員免許法の改正に伴い、免許取得に必要な「教職に関する科目」の単位数が大幅に増加したことに伴い、2000年度から必要な科目の開設を順次行うと共に、社会学部、総合政策学部を除いて「教職に関する科目」の単位を卒業単位数に算入するようカリキュラムの改訂を行った。また、カリキュラムの編成にあたってはマスター・フォア・サービスの精神に根ざした豊かな人間性を備えた教員の養成という本学教職教育の理念を反映させることにも心掛けてきた。人権教育関係の科目や環境教育関係の科目を必修あるいは選択科目として位置づけたのはそうした考えのあらわれである。これらに加え学校図書館司書教諭の資格も取得できる。教員免許以外に、博物館学芸員、社会教育主事の資格課程についても教職教育研究センターで管轄しており、学校図書館司書教諭、博物館学芸員、社会教育主事資格に関



するカリキュラムについても、それぞれ法令改正に従って、内容の充実を図っている。

2003年3月学部卒業生及び大学院修了生の教員免許状一括申請による免許状取得実数は学部生232名、大学院生28名であった。博物館学芸員資格取得者は、70名（内科目等履修生11名）である。また、2003年3月卒業生の教員就職者は、本人からの届出によると公立学校専任教員9名、私立学校専任教員4名、常勤・非常勤講師（公立・私立学校）は25名となっている。過年度卒業生は、同様に9名、12名、46名であった。さらに、2002年度に初めて実施した全国の都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対する採用状況についての調査では、約9割の教育委員会から回答があった。その内6割の教育委員会では出身大学を公表しており、本学出身者に関しては現役・既卒を合わせて42名の採用があったことが報告された。この結果を集計すると、専任教員、常勤・非常勤講師を合わせて128名が教職に就いたことになる。

教職の採用に関しては近年門戸がたいへん狭まっている。また、その資格の取得に関しても、教育実習期間の増加、介護等体験の義務づけなど負担が増加している。しかし、学生の教職免許所得への意欲は決して低下してはいない。博物館学芸員の資格についても同様に、学芸員への就業状況の厳しいなかでも、受講生は増加し、すべての受講生に実習先を割り当てるのが次第に困難になっている。センターとしては、学生の資格取得への熱意を受けとめ、資格の取得に対する対応の体制をしっかりと整えるとともに、教職等、資格を生かした進路に関する指導やそれに向けてのバックアップに一層の力を注いでいく必要がある。

また、教員の資質における教育の実践能力の重視、現職教員の再教育への要望の高まりなどの流れと関連して、近年、現職教員が専修免許状の取得のできる教員のための大学院に関心が集まりつつある。本学としてもこうした動向を踏まえ、さらに本学出身の教員の期待に応えるために検討を重ねてきたが、2003年4月から文学研究科教育学専攻に「学校教育学コース」を開設することとなった。今後は、これを充実・発展させていくこと

が課題となる。また、教員需要の社会的動向を見据えてそれに対応する課程認定を拡大充実させることが課題である。